



神崎市人権教育・啓発基本方針



令和7年3月
神崎市



1. 基本的な考え方

「すべての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる社会」

の実現を目指します。

私たちの社会は様々な年齢、国籍、性別の人、障がいのある人もない人も、多様な個性・価値観を持って共存しています。誰もが自分らしく生きるために、お互いを認め合い、自分だけでなく他者の人権も認め合っていくことが大切です。

このような中、情報化等の進展に伴って、部落差別（同和問題）をはじめとする不当な差別など人権に関する問題は複雑化、多様化しています。特にインターネットの普及によって、不当な差別やいじめ、プライバシーの侵害、誹謗中傷が増加し、それらの問題への対応が大きな課題となっています。

本市では、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において人権施策の実施に努めるとともに、家庭・地域・学校・職場・行政が連携・協働し、市民を取り巻く時代の変化に応じた人権教育・啓発の取組を進め、すべての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる社会の実現を目指します。

人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重される社会づくりを進めていくためには、行政だけでなく、事業者、そして市民一人一人が地域社会を構成する主体として、人権尊重の視点を意識して行動することが必要です。

それぞれの役割

市は、

- 人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、県等と連携協力して、地域の実情に応じた人権施策の推進を図ります。
- 関係部局は、この基本方針を踏まえ、必要な予算の確保に努めながら諸施策を積極的に推進します。
- 国や県、佐賀県人権擁護委員連合会など人権に関わる機関と連携・協力して啓発事業等を推進します。
- 市職員は、職務や研修を通して、様々な人権課題に対する理解を深め、人権尊重の視点に立って職務を遂行します。

市民の皆さん

に取り組んで
いただきたいこと

- 一人一人に多様な個性があることを知り、お互いにその多様な個性を認め合うこと。
- 「差別をしない」「差別を許さない」という気持ちを行動でも表すこと。
- 人権課題を自分事としてとらえ、その解決に向けて行動すること。

各事業者

に取り組んで
いただきたいこと

- 職場研修の実施等により、従業員の人権課題への理解促進や職場全体での人権尊重の意識向上に努めること。
- 従業員をはじめ、消費者や取引先の方の人権に配慮した事業活動を行うこと。
- 出身地や国籍、性別等を問わず、個人の能力と適性に基づく公平な採用と公平な処遇を行うこと。

2. 人権施策の視点

市では「教育・啓発の推進」と「当事者に寄り添った支援の推進」の2つの視点から人権施策に取り組んでいきます。

視点1 教育・啓発の推進

市民一人一人が人権問題を自分のこととして考え、知識と認識を深めて自ら行動していくことが大切です。

家庭、地域、学校、職場等において、あらゆる機会を通して、それぞれの実情にあったより効果的な人権教育・啓発の取組を推進します。

家庭

家庭教育に不安や悩みを抱える親等への相談・支援体制の整備
児童生徒、高齢者虐待等に対する相談・支援活動の充実 等

地域

人権問題についての講座等、地域住民の人権意識を高める機会の情報提供
地域活動などを活用して人権教育・啓発を推進できるような民間団体への支援

学校等

幼児・児童・生徒の実態を踏まえた人権問題に関する学習方法の改善・工夫
人権学習年間指導計画の作成等と確実な実施による人権教育の充実 等

企業等

国や県、市が開催する人権教育・啓発事業や研修会などの情報提供
法制度の周知・徹底を図り、公正な採用選考が行われるよう啓発する 等

視点2 当事者に寄り添った支援の推進

女性やこども、高齢者に関する相談をはじめ、障がい者相談など、各種相談窓口を設置して対応します。

法務局から委嘱された人権擁護委員が、相談内容に適した専門機関への橋渡し、紹介等を行います。

- 各種相談窓口の担当者に対する相談対応スキルの向上のための研修の実施
- 民生委員・児童委員、家庭相談員等の市民に身近な相談員体制の充実
- 相談・支援に関する制度や各種相談・支援機関について情報提供に努める
- 国や県との相互の連携・協力

3. 人権課題毎の施策の推進

それぞれの人権課題の現状や課題に応じて、行政の様々な分野で「教育・啓発の推進」と「当事者に寄り添った支援の推進」の視点から様々な施策に取り組んでいきます。

部落差別（同和問題）

教育・啓発の推進

- 学校教育・社会教育の推進
- 部落差別（同和問題）に関する啓発の推進
- 研修の推進（行政職員、市議会議員等）
- えせ同和行為の排除 など

当事者に寄り添った支援の推進

- 相談体制の充実
- インターネット上の差別的な投稿を解消するため国や県等と連携し削除要請に努める など

男女共同参画

教育・啓発の推進

- ジェンダー平等の視点に立った男女双方の意識形成
- 女性が活躍し男女が共に参画する社会の実現
- 幼児教育・学校教育における男女共同参画の意識の形成
- ストーカー・DV事案等の被害者、加害者、傍観者とならないための広報・啓発の推進
- 男女間のあらゆる暴力のない社会の実現に向けた啓発・教育 など

当事者に寄り添った支援の推進

- DV防止・被害者等支援体制の充実
- 被害者の一時避難における関係機関との連携



こども

教育・啓発の推進

- 「児童の権利に関する条約」の理解を促進
- 情報モラル・セキュリティ教育の推進
- 児童虐待防止のための広報
- いじめの未然防止

当事者に寄り添った支援の推進

- 児童虐待防止等の取組、要保護児童の早期発見・早期対応
- いじめの早期発見・早期対応
- こどもの貧困対策への取組
- ヤングケアラー支援への取組
- スクールソーシャルワーカーの活用
- インクルーシブ教育システムの体制づくり など

高齢者

教育・啓発の推進

- 高齢者の人権問題に関する教育・啓発の推進
- 高齢者の権利擁護支援

当事者に寄り添った支援の推進

- 高齢者の社会参加の促進（地域包括支援センターの機能強化等）
- 雇用・就業機会の確保
- 高齢者の権利擁護支援（虐待等の被害防止と支援、成年後見制度の利用促進、消費生活相談窓口の設置等）など

障がい者

教育・啓発の推進

- 障がい（者）に対する市民への理解促進
- 障がい（者）の雇用機会の確保

当事者に寄り添った支援の推進

- 障がい者の社会参加の促進
- 相談体制の充実
- 誰もが一緒にスポーツを楽しむ環境づくり
- 文化活動支援 など

外国人

教育・啓発の推進

- 国際感覚豊かな人材が育つ教育プログラムの推進
- 多文化共生の地域づくり

当事者に寄り添った支援の推進

- 日本語教室などお互いの国の文化や風習を学ぶ機会の確保
- 外国人住民に向けた行政サービスの提供
- インバウンド観光客への対応

感染症患者等

教育・啓発の推進

- ハンセン病についての啓発の推進
- H I V・エイズについての教育・啓発の推進
- 難病についての啓発の推進
- C型肝炎等の予防普及、啓発

当事者に寄り添った支援の推進

- H I V・エイズについての相談体制の充実
- 難病患者や家族に対する相談体制の充実
- 専門病院等の紹介

犯罪被害者等

教育・啓発の推進

- 犯罪被害者等支援についての啓発の推進
- 男女間のあらゆる暴力のない社会の実現に向けた啓発・教育
- 犯罪被害者等支援に従事する支援者等の人材育成

当事者に寄り添った支援の推進

- 相談窓口対応の充実
- 見舞金の支給

インターネット

教育・啓発の推進

- インターネットによる人権問題に関する啓発
- 情報モラルに関する講座等の充実

当事者に寄り添った支援の推進

- インターネット上の人権侵害にあたる投稿を解消するため、国や県等と連携し削除要請に努める
- 相談体制の充実

性的指向・ジェンダーアイデンティティ（性自認）

教育・啓発の推進

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性についての教育・啓発
- 行政職員への研修等の機会の確保

当事者に寄り添った支援の推進

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性を尊重する社会づくり（佐賀県パートナーシップ宣誓制度の利用に関する協定等）
- L G B T sに関する相談支援

その他

教育・啓発の推進

- 刑を終えて出所した人への偏見・差別解消のための啓発
- 北朝鮮当局による拉致問題等の啓発
- 災害の被災者や被災地に対する差別等を防ぐための啓発 など

当事者に寄り添った支援の推進

- 災害に伴う人権問題への対応（男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営等） など
- ホームレス等生活困窮者への支援

ひとりで悩まずにご相談ください

人権相談窓口			
法務局	みんなの人権110番	0570-003-110	平日8時30分～17時15分
	こどもの人権110番	0120-007-110	平日8時30分～17時15分
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	平日8時30分～17時15分
	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	平日9時～17時
佐賀県	人権啓発センターさが	0952-25-7229	平日9時～17時
神崎市	人権相談 総務課 秘書広報係 ☎0952-37-0088	市役所(本庁舎)	原則第3月曜日 13時～16時
		千代田交流センター	原則第2水曜日 13時～16時
		脊振交流センター	原則第2金曜日 9時～12時



神崎市人権教育・啓発基本方針（概要版）

発行：令和7年3月

神崎市

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1

TEL:0952-52-1111（代表）

FAX番号:0952-52-1120